

人権擁護機関における主な人権相談体制

1. 常設・特設相談所（電話又は面談による相談）

- ◆常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設
（平成23年における相談件数・・・約20万2千件）
- ◆特設人権相談所・・・市町村役場、公民館、デパート等で随時開設
（平成23年における相談件数・・・約6万5千件）



全国共通
0570-003-110
（ナビダイヤルゼロゼロみ
んなのひゃくとおぼん）

日常生活における人権問
題について、人権擁護委
員及び法務局職員が相談
に応じて解決に導く



全国共通
0570-070-810
（ナビダイヤルゼロナゼ
ロのハートライン）

2. 女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う相談電話を設置
（平成23年における相談件数・・・約2万2千件）

3. インターネット人権相談（SOS-eメール）

- ◆パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答
（平成23年における相談件数・・・5千5百件）



【パソコン】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
【携帯電話】
<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



4. 子どもの人権110番

- ◆法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置し、人権擁護委員と法務局職員が対応
（平成23年における相談件数・・・約2万6千件）



全国共通・無料
0120-007-110
（フリーダイヤルゼロゼロ
んなのひゃくとおぼん）

5. 子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便せん兼封筒付きのミニレターを配布し、人権擁護委員と法務局職員が対応
（平成23年度における相談件数・・・約2万4千件）



いじめ等、先生
や保護者にも
話せない悩み
ごとの相談に
応じ、解決に導く